

証券コード 4594  
平成29年6月1日

株主各位

福岡県久留米市百年公園1番1号  
株式会社グリーンペプタイト  
代表取締役社長 永井 健一

## 第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下いずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成29年6月28日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

### 【郵送（書面）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

### 【インターネットによる議決権行使の場合】

議決権行使ウェブサイト（<http://www.evotage.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご登録ください。

インターネットによる議決権行使につきましては2頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時  
（受付開始：午前9時15分）
  2. 場 所 東京都千代田区隼町1番1号  
ホテルグランドアーク半蔵門 3階 華の間  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第14期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第14期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項  
第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役5名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎開会時刻間際には受付が大変混雑いたしますので、お早めにご来場いただけますようお願い申し上げます。
- ◎定時株主総会終了後、会社説明会の開催を予定しておりますので、引き続きご参加いただきますようお願い申し上げます。
- ◎本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.green-peptide.com>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」は、報告事項に関する添付書類とともに、会計監査人及び監査役の監査対象となっております。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.green-peptide.com>) に修正後の内容を掲載させていただきます。

## 【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）  
※「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。
- (2) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございますので、ご了承ください。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成29年6月28日（水曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いするこ

とになりますのでご了承ください。

- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

### 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

### 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

## 事業報告

〔平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで〕

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 当連結会計年度の事業の概況

##### ①事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用情勢が改善し全体として緩やかな景気回復基調にあるものの、個人消費は依然として伸び悩み、英国のEU離脱問題や米国の新政権発足の国際情勢にも影響され、先行きが不透明な状況が続いております。

当社及び当社子会社（以下「当社グループ」といいます。）が医薬品開発を手掛けるがん免疫療法は、免疫チェックポイント阻害抗体<sup>1</sup>と呼ばれるがん免疫治療薬の効果が広く認知され、世界のがん治療にパラダイムシフトを起こしています。当分野における開発の波は、より高い治療効果、より治療効果予測精度の高い医療、患者一人ひとりに合わせた個別化医療の実現を目指して、さらに拡がりを見せています。新たな方向性として、免疫チェックポイント阻害抗体を中心に複数のがん免疫治療薬を組み合わせる併用療法や、CAR-T<sup>2</sup>に代表される遺伝子改変T細胞療法、ネオアンチゲン<sup>3</sup>を用いた完全個別化ワクチン<sup>4</sup>など、それぞれの効果を最大限に引き出すことを狙った様々な取り組みが進められております。

このような環境下で、当社グループは、現在臨床試験段階にある2つのがんペプチドワクチン開発の推進と新規パイプラインの拡充を進めてまいりました。

ITK-1につきましては、平成25年6月以降、ライセンス・アウト先の富士フィルム株式会社とともに、国内において去勢抵抗性前立腺がん患者を対象とする第Ⅲ相臨床試験を引き続き実施中であります。現在は経過観察期間に入っており、最終解析に向けた準備が進められています。

GRN-1201については、米国において引き続きメラノーマ(悪性黒色腫)患者を対象とした第Ⅰ相臨床試験を実施しているほか、新たに非小細胞肺癌を対象に、免疫チェックポイント阻害抗体併用の第Ⅱ相臨床試験を米国で開始しました。

これらの日米における臨床試験の推進のみならず、平成28年8月には、本格的な自社創製シーズの開発と、他研究機関との共同研究の拠点として、川崎市殿町地区のライフイノベーションセンター内に川崎創薬研究所を設置し、がん免疫治療薬の新しいコンセプトの提案につながる創薬研究を開始しました。

さらに、平成28年12月には、地方独立行政法人 神奈川県立病院機構が有する特許「上皮成長因子受容体（EGFR）のT790M点突然変異に由来する抗原ペプチド<sup>5</sup>」の譲渡を受け、非小細胞肺癌を適応症とするネオアンチゲンペプチドワクチン（開発コード：GRN-1301）の開発を開始しました。

また、平成28年12月に、株式会社アドバンスト・イミュノセラピーを子会社化し、中内啓光東京大学医科学研究所教授兼スタンフォード大学教授等が創製した同社の技術を承継して、iPS細胞由来再生T細胞療法に関する研究開発を開始いたしました。この技術は、がん細胞を攻撃するT細胞をiPS技術で若返らせて増強させるとともに、様々な過程で起こりうる副作用を回避することを狙うものです。適応症として、当初はコンセプトを示しやすいウイルス性血液がんの一種であるEBウイルス性リンパ腫から始め、将来的には固形がんへの展開を見込んでおります。

上記のとおり、がん免疫治療薬分野における研究開発を拡大している中、新しい治療法を含めたさらなる研究開発活動を推進すべく、平成28年6月にメリルリンチ日本証券株式会社を割当先とする行使価額修正条項付き第9回新株予約権を発行し、当連結会計年度中に合計3,572百万円を調達し、財務基盤の強化を図りました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高につきましては、主に富士フィルム株式会社からの開発協力金を受領したことにより、529,612千円（前年同期比292,944千円減、35.6%減）となりました。また、組織体制の強化による人件費等が増加したため、経常損失は1,116,556千円（前年同期の経常損失は992,977千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は1,113,661千円（前年同期の当期純損失は994,464千円）となりました。

なお、当社グループは、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、上記事業の概況につきましては、比較有用性の観点から当連結会計年度（第14期）の連結経営成績と前事業年度（第13期）の個別経営成績との増減比較を表示しておりますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

## ②設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、97,237千円であり、その内訳は、主に川崎創薬研究所における研究機器の購入によるものであります。

## ③資金調達の状況

平成28年6月9日付でメリルリンチ日本証券株式会社を割当先とする行使価額修正条項

付き第9回新株予約権を発行しました。当連結会計年度中にその全てが行使されたことにより、5,408,000株の新株式を発行し、3,572百万円を調達しました。

## (2) 財産及び損益の状況

区 分	第11期 (平成26年3月期)	第12期 (平成27年3月期)	第13期 (平成28年3月期)	第14期 (当連結会計年度) (平成29年3月期)
売 上 高 (千円)	933,388	821,625	822,556	529,612
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 当期純損失(△)	17,485	△412,435	△994,464	△1,113,661
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	1.46	△20.60	△35.28	△32.74
総 資 産 (千円)	396,510	1,227,465	2,877,251	5,408,300
純 資 産 (千円)	189,323	1,024,127	2,720,663	5,201,149
1株当たり純資産 (円)	4.53	30.74	85.53	139.17

- (注) 1. 第14期(当連結会計年度)が連結初年度となりますので、第13期以前については、当社個別の数値を記載しております。
2. 第11期、第12期及び第13期の親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失については、当社個別の当期純利益又は当期純損失を記載しております。
3. 当社は、第13期より会計監査人を設置しております。従いまして、第11期及び第12期の数値につきましては、金融商品取引法第193条の2第1項に基づき監査を受けた財務諸表の数値を記載しており、会社法第436条第2項第1号に規定する会計監査人の監査を受けておりません。
4. △印は損失を示しております。
5. 平成27年7月31日付で、株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第11期の期首に株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)及び1株当たり純資産額を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ①親会社の状況

該当事項はありません。

## ②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社アドバンスト・イミュノセラピー	1,500万円	66.67%	iPS細胞由来再生T細胞療法に関する開発研究

### (4) 対処すべき課題

当社グループは設立以来、新規作用メカニズムのがん免疫治療薬を開発してまいりました。がんペプチドワクチンをリード開発品として、現在のパイプラインの進捗は以下のとおりです。

プロジェクト	適応症	地域	基礎研究	非臨床試験	Phase I	Phase II	Phase III	上市
<b>ITK-1</b> ・がんペプチドワクチン ・富士フィルム㈱へ導出済み	前立腺がん	日本						
<b>GRN-1201</b> ・がんペプチドワクチン	非小細胞肺がん	米国						
	メラノーマ	米国						
<b>GRN-1301</b> ・ネオアンチゲン ・T790M点突然変異抗原ワクチン	非小細胞肺がん	未定						
<b>T-iPS</b> ・iPS細胞由来再生T細胞療法 ・外部研究機関と共同開発	EBウイルス由来リンパ腫	日本						

今後がん免疫治療薬の開発領域において研究開発活動を進めてまいります。持続的な企業価値の向上を図るうえで、当社グループが対処すべき課題として認識している事項は、以下のとおりです。

#### ①パイプラインの進捗

〔ITK-1：去勢抵抗性前立腺がんを適応症とする薬剤選択型がんペプチドワクチン〕

現在、富士フィルム株式会社に導入しており、同社から一部治験実施業務を委託され国内第Ⅲ相臨床試験を実施しております。平成28年4月に症例の登録を終了し、現在、最終解析実施までの経過観察期間となっております。この最終解析において統計的有意差をもって生存期間の延長が示されることが承認申請の要件となります。

〔GRN-1201：グローバル展開を想定した欧米人向けがんペプチドワクチン〕

現在、米国にてメラノーマ（悪性黒色腫）を対象とした第Ⅰ相臨床試験、及び非小細胞肺癌を対象とした、免疫チェックポイント阻害抗体併用の第Ⅱ相臨床試験を行っております。安全性と有効性を示唆する臨床データを取り、より大きな規模の後期臨床試験を遂行する製薬企業へのライセンス・アウトに備える必要があります。

〔GRN-1301：ネオアンチゲン-遺伝子変異抗原ペプチドワクチン〕

非小細胞肺癌を適応症とするネオアンチゲンペプチドワクチンを開発するべく、地方独立行政法人 神奈川県立病院機構が有する特許「上皮成長因子受容体（EGFR）のT790M点突然変異に由来する抗原ペプチド」の譲渡を受けました。肺癌は、米国では年間約22万人、日本では年間約13万人が新たに罹患すると報告されています。その内一部の患者は、治療の過程で既存の治療薬であるEGFRチロシナーゼ阻害薬（EGFR-TKI）に対し耐性を生じている状態でした。しかし、これらの患者の約6割にEGFR-T790M点突然変異という遺伝子変異が生じていることが分かっており、当社は、このEGFR-TKI耐性遺伝子変異を抗原とするペプチドワクチンの開発を開始しました。

がん免疫で薬剤耐性への対策を講じるという創薬コンセプトを、臨床試験を通じて示していく必要があります。早期臨床試験入りを目指します。

〔T-iPS：iPS細胞由来再生T細胞療法〕

平成28年12月1日の発表の通り、株式会社アドバンスト・イミュノセラピーを子会社化し、中内啓光東京大学医科学研究所教授兼スタンフォード大学教授らの創製技術を用いた



iPS細胞由来再生T細胞療法の研究開発を開始しました。同社は、iPS技術を用いてがん細胞を攻撃するT細胞を再生させる（若返らせる）ことにより、がん免疫療法においてこれまで課題とされてきたT細胞の疲弊と、様々な過程で起こりうる副作用を回避する独自の技術を保有しております。当初はコンセプトを示しやすいウイルス性血液がんの一種であるEBウイルス性リンパ腫を適応症としますが、将来的には固形がんへの展開を見込んでおります。

世界初のiPS細胞のがん免疫療法への応用を試みるものであり、安全性が適正に担保されたところで臨床試験を進めるべく、準備を進めております。本開発品は、再生医療等製品として開発を進めており、早期承認制度に基づいた承認の取得の可能性を想定し、適切な基準に対応した体制を整えておく必要があります。

## ②研究開発体制の強化

現在、当社グループは、久留米本社、東京支社及び川崎創薬研究所に研究開発の施設を有しております。

当社グループの研究開発は、がん免疫療法に開発領域を絞りつつも、探索的研究から第Ⅲ相臨床試験（導出先からの治験実施受託）まで広い範囲に亘り、また臨床効果を裏付けるためのバイオマーカーの樹立及び臨床検体の実測定等の周辺にも及んでいます。そのため、開発工程や分野毎に、高度な専門性を有し、社内・社外とのコミュニケーションを通じ個々の能力を高められる研究員の育成、及びそのような専門性を有する研究員をまとめてプロジェクトを推進させるプロジェクト・リーダーの育成を図る必要があります。また、プロジェクトの進捗の加速及び各研究員の経験値を向上させるために研究用機器を含めたさらなる研究開発環境の充実を図っていく必要があります。

## ③研究開発におけるアライアンス・ネットワーク体制の強化・推進

当社グループの属するがん免疫治療薬分野は、昨今のがんに対する効果のある新薬の登場などによる非常に大きな期待の中で、日本及び海外で研究開発が盛んになされており、市場も急激に拡大しております。

当社グループもその機会を逃すことなく、新規パイプラインの導入及び推進を加速させていく必要があります。そのために新規技術・ノウハウを日本及び海外の大学や企業等から積極的に導入すべく、国内外の人的・情報ネットワークをより一層強化・推進していくことが課題であると考えております。

## 用語解説

### \*1 (免疫チェックポイント阻害抗体)

がん細胞がもつ、免疫の働きにブレーキをかけて免疫細胞の攻撃から逃れる仕組みを阻止するため、免疫チェックポイントと呼ばれる分子を阻害してブレーキを解除する抗体医薬品。

### \*2 (CAR-T)

Chimeric Antigen Receptor T-cell Therapy：キメラ抗原受容体遺伝子改変T細胞療法  
ある特定のがんに対する、キメラ抗原受容体の遺伝子を患者のT細胞という免疫細胞に導入し、その遺伝子導入されたT細胞を体外で増やして患者に戻すという治療法。

海外で臨床試験が行われており、ヒト白血球抗原（HLA）の型に依存せず、多くの患者に適用することができるといった特徴がある。

### \*3 (ネオアンチゲン：Neoantigen)

がん細胞に独自の遺伝子異常が起きた際に生じる、遺伝子変異（アミノ酸変異）を含む抗原のこと。個々の患者のがん細胞に生じた独自の遺伝子変異によって発現されるようになったがん特異的な抗原で、正常な細胞には存在しない。免疫系から「非自己」として認識されるネオアンチゲンを標的とすることで、がん細胞を殺傷する免疫を効率よく誘導できるようになることが期待されている。

### \*4 (完全個別化ワクチン)

個々の患者のがん細胞にあるネオアンチゲンを探索し、これに対するオーダーメイドのがんワクチン。海外で臨床試験が行われている。

### \*5 (上皮成長因子受容体 (EGFR) のT790M点突然変異に由来する抗原ペプチド)

EGFRは細胞の増殖や成長を制御する上皮成長因子 (Epidermal Growth Factor) と結合し、シグナル伝達を行う受容体(Receptor)。T790M点突然変異とは、EGFRの790番目のアミノ酸がスレオニンからメチオニンへ遺伝子変異することを指し、肺がんの既存治療薬であるEGFRチロシンキナーゼ阻害薬 (EGFR-TKI) に対して薬剤耐性を生じた患者の約6割が、がん細胞にこの遺伝子変異を生じている。当社ではこのEGFR-TKI耐性遺伝子変異を抗原とするペプチドワクチンを開発している。

(5) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

当社グループの主要な事業内容は、がん免疫療法にかかる治療薬の開発・研究業務、免疫測定検査の受託業務、医療機器の販売業務であります。当社グループは、医薬品開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載をしておりません。

(6) 主要な事業所（平成29年3月31日現在）

①当社

本社	福岡県久留米市
東京支社	東京都千代田区
川崎創薬研究所	神奈川県川崎市川崎区

②子会社

株式会社アドバンスト・イミュノセラピー	東京都千代田区
---------------------	---------

(7) 従業員の状況（平成29年3月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
37（4）名	16名増（1名減）	42.0歳	2.7年

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員）は最近1年間の平均人員を（）内に外数で記載しております。  
2. 従業員の増加の主な要因は、研究開発体制の拡充に伴う人員の増加であります。

(8) 主要な借入先（平成29年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

平成28年12月1日付で、株式会社アドバンスト・イミュノセラピーの株式（議決権比率66.67%）を取得し、同社を子会社化しました。

## 2. 株式の状況（平成29年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 80,000,000株

(2) 発行済株式の総数 37,218,400株

(注) 当期中における新株式の発行は下記のとおりであります。

新株予約権の行使による新株式発行 5,410,700株

(3) 株主数 28,688名

(4) 大株主（上位10位）

株主名	持株数（株）	持株比率
松井証券株式会社	894,700	2.40 %
ツバメ工業株式会社	794,500	2.13
日本証券金融株式会社	527,900	1.41
三菱UFJキャピタル株式会社	450,000	1.20
株式会社SBI証券	356,100	0.95
株式会社滋慶	300,000	0.80
大村 明	289,000	0.77
野村證券株式会社	286,600	0.77
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	277,800	0.74
永井 健一	240,000	0.64

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している新株予約権の状況

新株予約権の名称		第7回新株予約権	第8回新株予約権	第10回新株予約権
発行決議日		平成26年10月17日	平成27年6月29日	平成28年8月15日
新株予約権の数		12,742個	525個	1,680個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 1,274,200株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 52,500株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 168,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		無償	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 10,000円 (1株当たり100円)	新株予約権1個当たり 10,000円 (1株当たり100円)	新株予約権1個当たり 82,000円 (1株当たり820円)
権利行使期間		平成26年9月1日から 平成36年8月31日まで	平成26年9月1日から 平成36年8月31日まで	平成30年8月16日から 平成38年8月15日まで
行使の条件		(注)	(注)	(注)
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権 の数 8,950個 目的となる 株式数 895,000株 保有者数 4名	—	—
	社外取締役	—	新株予約権 の数 300個 目的となる 株式数 30,000株 保有者数 1名	—
	監査役	新株予約権 の数 140個 目的となる 株式数 14,000株 保有者数 2名	—	新株予約権 の数 80個 目的となる 株式数 8,000株 保有者数 1名

(注) 主な行使の条件は以下のとおりです。

- (1) 新株予約権の割当時において、当社の取締役、監査役又は従業員であった者については、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかであることを要する。但し、任期満了による退任又は定年退職の場合は、その地位に該当しなくなった時点から2年経過した日又は上記行使期間の最終日のいずれか早く到来する日において、未行使の新株予約権全部を放棄するものとする。
- (2) 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (3) その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

新株予約権の名称		第10回新株予約権
新株予約権の数		1,680個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 168,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり82,000円 (1株当たり820円)
権利行使期間		平成30年8月16日から 平成38年8月15日まで
行使の条件		(注)
使用人等への 交付状況	当社使用人	新株予約権の数 1,600個 目的となる株式数 160,000株 交付者数 12名

(注) 第10回新株予約権の行使条件及びその他の条件は前頁「(1)当事業年度の末日において当社役員が保有している新株予約権の状況」(注)と同一であります。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項 (平成29年3月31日現在)

平成28年5月24日開催の取締役会決議に基づく行使価額修正条項付き新株予約権

新株予約権の名称	第9回新株予約権
新株予約権の数	5,408個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 5,408,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり8,435円 (1株当たり8,435円)
新株予約権の払込期日	平成28年6月9日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	当初行使価額 1株につき920円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の終値の90%に相当する金額に修正されるが、その価額が行使下限額 (552円) を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。
権利行使期間	平成28年6月10日から 平成30年6月11日まで
行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。 その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「コミットメント条項付き第三者割当て契約証書」に定めるところによる。
割当先	メリルリンチ日本証券株式会社

(注) 第9回新株予約権は、平成29年2月27日に全て行使されております。

#### 4. 会社役員の状況

##### (1) 取締役及び監査役の状況 (平成29年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	永井健一	(株)アドバンスト・イミュノセラピー 代表取締役社長
取締役	脇豊	研究開発部長、ポイントパストットビズ(株) 代表取締役
取締役	山田亮	久留米大学先端癌治療研究センター所長
取締役	酒井輝彦	管理部長
取締役	竹内弘高	ハーバード大学経営大学院教授、インテグラル(株) 社外取締役、 (株)大和証券グループ本社 社外取締役、三井物産(株) 社外取締役
常勤監査役	今井義浩	
監査役	阿部武敏	
監査役	山口芳泰	TMI総合法律事務所 パートナー

- (注) 1. 取締役 竹内弘高氏は、社外取締役であります。  
2. 今井義浩氏、阿部武敏氏及び山口芳泰氏は、社外監査役であります。  
3. 監査役 今井義浩氏は、日本開発銀行 (現 (株)日本政策投資銀行) に長年勤務し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
4. 当社は、取締役 竹内弘高氏及び監査役 阿部武敏氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。



## (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支払人数	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (1名)	81,850千円 (7,800千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	14,462千円 (14,462千円)
合 計 (うち社外役員)	8名 (4名)	96,312千円 (22,262千円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額（使用人分給与は含まない）は、平成27年6月29日開催の第12回定時株主総会において年額200,000千円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成27年6月29日開催の第12回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。
3. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 上記の支給額にはストックオプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当該事業年度における費用計上限度額として、次の金額が含まれております。
- ・ 監査役1名 962千円（社外監査役1名 962千円）

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に基づき社外取締役及び社外監査役の全員と責任限定契約を締結しておりますが、その内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、取締役及び監査役が職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、限度額を超える部分については責任を負わないとするものです。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	竹内弘高	インテグラル(株)	社外取締役	当社とインテグラル(株)との間に重要な取引その他の関係はありません。
		(株)大和証券グループ本社	社外取締役	当社と(株)大和証券グループ本社との間に重要な取引その他の関係はありません。
		三井物産(株)	社外取締役	当社と三井物産(株)との間に重要な取引その他の関係はありません。
監査役	山口芳泰	TMI 総合法律事務所	パートナー	当社とTMI 総合法律事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。

##### ② 社外役員の主な活動状況

地位	氏名	出席の状況 (出席回数)	主な活動状況
社外取締役	竹内弘高	取締役会 12回中12回	ハーバード大学経営大学院教授、一橋大学大学院国際企業戦略研究科長を歴任し、その企業戦略における深い知見から、適宜発言を行っております。
社外監査役	今井義浩	取締役会 12回中12回 監査役会 13回中13回	財務及び会計に関する専門的な知見に基づき、取締役会の意思決定の適正性を確保するため、必要に応じて発言を行っております。また、監査役会において、当社の財務経理業務並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役	阿部武敏	取締役会 12回中12回 監査役会 13回中13回	企業法務における専門的な知見に基づき、取締役会の意思決定の適正性を確保するため、必要に応じて発言を行っております。また、監査役会において、当社の法務及びコンプライアンスについて、適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役	山口芳泰	取締役会 12回中12回 監査役会 13回中13回	弁護士として培ってきた豊富な経験・見地から取締役会の意思決定の適正性を確保するため、必要に応じて発言を行っております。また、監査役会において、当社の法務及びコンプライアンスについて、適宜、必要な発言を行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に基づき会計監査人と責任限定契約を締結しておりますが、その内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、会計監査人の職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、限度額を超える部分については責任を負わないとするものです。

(3) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,455千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,455千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を確認し、妥当性を検証した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(6) 過去2年間に業務の停止の処分を受けた者に関する事項

当社の会計監査人は、平成27年12月22日に、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止3か月（平成28年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社及び当社子会社（以下「当社グループ」といいます。）は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は、以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - i 取締役会は、当社グループで共有すべきルールや考え方、法令、定款、株主総会決議、取締役会決議等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
  - ii 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務を執行するよう監督する。
  - iii 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行う。
  - iv 取締役は、各監査役が監査役会で定めた監査方針・計画に従い、監査役の監査を受ける。
  
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
当社グループの株主総会及び取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令並びに当社が定める文書管理規程等の関連規程に従い、適切に記録し定められた期間これを保存する。
  
- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - i 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する事項を取締役会規程に定めるとともに、社内規程において明確化された適切な職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行うものとする。
  - ii 取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ確な経営情報把握に努める。
  
- ④ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - i 取締役会は、当社グループにおける法令等遵守の徹底及び不正行為の防止等を図るために、コンプライアンスに係る規程を制定し、当社グループの使用人の職務が法令及び定款に適合するための体制を整備する。

- ii 当社は、当社グループ内において、コンプライアンスに反する事態が発生した場合又はそのおそれが生じた場合は、直ちに当社の代表取締役社長、取締役会、監査役会に報告される体制を構築する。
  - iii 内部監査担当者は、当社グループの使用人が法令及び定款並びに社内諸規程に準拠した業務執行を行っているかを定期的に監査し、監査結果について当社グループの当該使用人に対し講評するとともに、当社の代表取締役社長に対し監査報告を行う。
  - iv 当社は、当社グループにおいて著しいコンプライアンス違反やそのおそれがある場合に、社内外の部署又は専門家（常勤監査役・内部監査担当・弁護士）に、匿名で相談・申告できる相談窓口を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。
- ⑤ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- i 当社の代表取締役社長は、管理部長を当社グループ全体のリスク管理の総括責任者として任命し、リスク管理委員会を設置する。リスク管理委員会は、当社グループにおける重要なリスクの把握及びその分析及び対応策の策定を行い、当社グループの各担当取締役及び各部長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。
  - ii 当社は、当社グループにおけるリスク管理を円滑にするために、リスク管理規程等社内の規程を整備し、リスクに関する役員及び使用人の意識の向上、リスクの早期発見及び未然防止、並びに緊急事態発生時の対応等を定める。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合における補助使用人に関する事項並びに補助使用人の取締役からの独立性に関する事項
- i 当社は、監査役職務を補助する補助使用人は配置していないが、取締役会は監査役会と必要に応じて協議を行い、補助使用人を任命及び配置することができる。
  - ii 補助すべき期間中は、補助使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。
  - iii 補助使用人の評価は監査役が行い、補助使用人の解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得た上で取締役会が決定する。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- i 監査役及び補助使用人は、当社グループの各取締役会以外の重要な社内会議へ出席することができ、当社グループにおける重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受けることができる。

- ii 取締役及び補助使用人は、取締役会に付議する重要な事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告する。
- iii 取締役及び補助使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、すみやかに、これを監査役に報告する。
- iv 取締役会は、前項に基づき、監査役への報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- i 監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合を開き、当社グループの対処すべき課題、及び監査上の重要課題等について意見交換を実施する。
- ii 監査役は、会計監査人及び内部監査担当者とも意見交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。
- iii 監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

当社グループは、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求に応じないことを基本方針とする。また、かかる方針を取締役及び使用人に周知徹底するために「反社会的勢力排除規程」を制定し、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、問題が発生した時には関係行政機関や専門家等と緊密に連絡を取り、速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社グループの内部統制システム全般の整備・運用状況を当社グループの内部監査担当

者がモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンス

当連結会計年度においては、当社は従業員に対し、社内コンプライアンス研修を実施しました。今後も引き続き、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行ってまいります。

③ リスク管理体制

当連結会計年度においては、予算策定時及びその進捗管理において、また重要な会議において、リスク管理に関する意識の向上及び全社的なリスクに関する情報共有に努めました。

④ 内部監査

当社グループの内部監査担当者が作成した内部監査計画に基づき、当社グループの内部監査を実施しました。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

---

(注) 上記における記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 貸 借 対 照 表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>5,239,469</b>	<b>流動負債</b>	<b>161,268</b>
現金及び預金	4,950,570	買掛金	22,554
売掛金	54,944	未払法人税等	24,689
商品及び製品	180	未払金	89,179
仕掛品	18,557	その他	24,846
原材料及び貯蔵品	23,573	<b>固定負債</b>	<b>45,882</b>
前払金	136,909	退職給付に係る負債	25,219
その他	54,734	繰延税金負債	4,110
<b>固定資産</b>	<b>168,831</b>	資産除去債務	16,552
<b>有形固定資産</b>	<b>115,872</b>	<b>負債合計</b>	<b>207,151</b>
建物	38,789	<b>(純資産の部)</b>	
機械及び装置	327	<b>株主資本</b>	<b>5,179,658</b>
工具、器具及び備品	76,755	<b>資本金</b>	<b>3,774,413</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>13,789</b>	<b>資本剰余金</b>	<b>3,757,998</b>
ソフトウェア	13,789	<b>利益剰余金</b>	<b>△2,352,753</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>39,169</b>	<b>新株予約権</b>	<b>20,216</b>
その他	39,169	<b>非支配株主持分</b>	<b>1,274</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>5,201,149</b>
<b>資産合計</b>	<b>5,408,300</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>5,408,300</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 連 結 損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		529,612
売上原価		524,913
売上総利益		4,699
販売費及び一般管理費		1,118,249
営業損失(△)		△1,113,550
営業外収益		
受取利息	33	
補助金収入	12,928	
その他	150	13,111
営業外費用		
為替差損	1,953	
株式交付費	13,647	
その他	516	16,118
経常損失(△)		△1,116,556
特別損失		
固定資産除却損	372	372
税金等調整前当期純損失(△)		△1,116,928
法人税、住民税及び事業税	2,676	
法人税等調整額	2,395	5,071
当期純損失(△)		△1,122,000
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△8,339
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△1,113,661

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計			
当 期 首 残 高	1,988,085	1,971,670	△1,239,092	2,720,663			2,720,663
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	1,786,328	1,786,328		3,572,656			3,572,656
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純損失 (△)			△1,113,661	△1,113,661			△1,113,661
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)					20,216	1,274	21,490
当 期 変 動 額 合 計	1,786,328	1,786,328	△1,113,661	2,458,995	20,216	1,274	2,480,485
当 期 末 残 高	3,774,413	3,757,998	△2,352,753	5,179,658	20,216	1,274	5,201,149

## 貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>5,233,982</b>	<b>流動負債</b>	<b>158,509</b>
現金及び預金	4,940,712	買掛金	22,554
売掛金	54,944	未払金	86,567
商品及び製品	180	未払費用	4,969
仕掛品	18,557	未払法人税等	24,644
原材料及び貯蔵品	23,573	前受金	14,387
前渡金	963	預り金	5,387
前払金	136,909	<b>固定負債</b>	<b>45,882</b>
未収入金	27,197	退職給付引当金	25,219
未収消費税等	19,792	繰延税金負債	4,110
その他	11,152	資産除去債務	16,552
<b>固定資産</b>	<b>170,284</b>	<b>負債合計</b>	<b>204,392</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>114,776</b>	<b>(純資産の部)</b>	
建物	38,789	<b>株主資本</b>	<b>5,179,658</b>
機械及び装置	327	<b>資本金</b>	<b>3,774,413</b>
工具、器具及び備品	75,659	<b>資本剰余金</b>	<b>3,757,998</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>13,789</b>	資本準備金	3,757,998
ソフトウェア	13,789	<b>利益剰余金</b>	<b>△2,352,753</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>41,718</b>	その他利益剰余金	△2,352,753
関係会社株式	2,549	繰越利益剰余金	△2,352,753
差入保証金	38,756	<b>新株予約権</b>	<b>20,216</b>
長期前払費用	412	<b>純資産合計</b>	<b>5,199,874</b>
<b>資産合計</b>	<b>5,404,266</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>5,404,266</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		529,612
売上原価		524,913
売上総利益		4,699
販売費及び一般管理費		1,098,797
営業損失(△)		△1,094,098
営業外収益		
受取利息	33	
補助金収入	12,928	
技術指導料	6,000	
その他	1,350	20,311
営業外費用		
為替差損	1,953	
株式交付費	13,467	
その他	516	15,938
経常損失(△)		△1,089,724
特別損失		
関係会社株式評価損	18,687	
固定資産除却損	372	19,059
税引前当期純損失(△)		△1,108,784
法人税、住民税及び事業税	2,481	
法人税等調整額	2,395	4,876
当期純損失(△)		△1,113,661

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						新 株 予 約 権	純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株 主 資 本 計 合 計		
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			
当 期 首 残 高	1,988,085	1,971,670	1,971,670	△1,239,092	△1,239,092	2,720,663		2,720,663
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	1,786,328	1,786,328	1,786,328			3,572,656		3,572,656
当 期 純 損 失 (△)				△1,113,661	△1,113,661	△1,113,661		△1,113,661
<small>株主資本以外の項目の会計年度中の変動額(増減)</small>							20,216	20,216
当 期 変 動 額 合 計	1,786,328	1,786,328	1,786,328	△1,113,661	△1,113,661	2,458,995	20,216	2,479,211
当 期 末 残 高	3,774,413	3,757,998	3,757,998	△2,352,753	△2,352,753	5,179,658	20,216	5,199,874

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成29年5月11日

株式会社グリーンペパタイト  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 米山昌良 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 江戸川泰路 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社グリーンペパタイトの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グリーンペパタイト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成29年5月11日

株式会社グリーンペパタイト  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 米 山 昌 良 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 江 戸 川 泰 路 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社グリーンペパタイトの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者及びその他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、東京支社及び川崎創業研究所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社についても必要に応じて取締役から報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従い整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月12日

株式会社グリーンペプタイト 監査役会

常勤社外監査役	今 井 義 浩	㊟
社外監査役	阿 部 武 敏	㊟
社外監査役	山 口 芳 泰	㊟

以上



## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

当社は、現在のがん治療革新を牽引し大きな開発の拡がりを想起させる「がん免疫療法」における事業機会を捉えるべく、既に、創業当初から取り組んできたペプチドワクチンのみならず、細胞医薬や抗体医薬といった形態にまで開発領域を拡げております。そのような中、現社名「グリーンペプチド」が含む「ペプチド（ペプチド）」は、当社の実態と将来の拡がりの可能性を反映しないものとなりました。がん免疫療法の可能性がまだ証明されていなかった14年前の創業時から様変わりし、大きく機会が拡がった現在の環境において、新しい企業成長のステージに入る意を込めて「ブライトパス・バイオ」を新商号にしたいと存じます。このため、商号の変更及び所要の定款変更を行うものであります。

なお、商号変更につきましては、附則により平成29年7月1日から実施することとし、実施日経過後、当該附則は定款より削除するものといたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

現行定款	変更案
第1章 総 則  (商号) 第1条 当社は、 <u>株式会社グリーンペプチド</u> と称し、英語では、 <u>GreenPeptide Co., Ltd.</u> と表示する。  (新 設)	第1章 総 則  (商号) 第1条 当社は、 <u>ブライトパス・バイオ株式会社</u> と称し、英語では、 <u>BrightPath Biotherapeutics Co., Ltd.</u> と表示する。  附則 第1条 (商号) の変更は、平成29年7月1日に効力を生じるものとし、その効力の発生日をもって本附則は削除する。

## 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	永井 健一 (昭和45年5月15日)	平成6年4月 EDSジャパン(株) 入社 平成8年8月 メリルリンチ証券(株) 投資銀行部門 入社 平成17年4月 (株)パルセウスプロテオミクス 取締役 CFO 管理部長 平成21年1月 当社 取締役CFO 管理部長 平成23年3月 当社 代表取締役社長 (現任) 平成28年12月 (株)アドバンスト・イミュノセラピー 代表取締役社長 (現任)	240,000株
2	脇 豊 (昭和33年2月5日)	昭和56年4月 協和発酵工業(株) 入社 平成10年1月 Kyowa Pharmaceutical, Inc. 副社長 平成15年8月 協和発酵工業(株) 国際開発部海外開発担当部長 平成18年10月 照隅ファルマ(株) 医薬開発部長 平成20年5月 ポイントパストットビズ(株) 代表取締役 (現任) 平成26年6月 当社 取締役 医薬開発部長 (旧 研究開発部長) (現任)	—
3	山田 亮 (昭和32年3月11日)	平成7年4月 久留米大学医学部免疫学講座講師 平成12年5月 同講座助教授 平成15年5月 当社 代表取締役 平成15年12月 久留米大学先端癌治療研究センター教授 (現任) 平成16年1月 当社 取締役 (現任) 平成17年4月 (株)イムノディア 取締役 平成28年4月 久留米大学先端癌治療研究センター所長 (現任)	15,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	酒井輝彦 (昭和43年10月13日)	平成6年12月 監査法人加藤事務所 入所 平成8年11月 日本オラクル(株) 入社 平成11年4月 アーサーアンダーセン税務事務所 入所 平成12年11月 ダブルクリック(株) 入社 経理部長 平成15年4月 同社 管理本部長 平成16年8月 (株)インビジブルハンド 取締役CFO 平成19年3月 TTI・エルビュー(株) 入社 管理部副部長 平成19年9月 Transcu Group Limited (シンガポール) 出向 平成21年11月 同社 CEO Office Executive Vice President 平成24年2月 日興アセットマネジメント(株)入社 平成26年8月 当社 取締役 管理部長 (旧 経営管理部長) (現任)	—
5	竹内弘高 (昭和21年10月16日)	昭和44年4月 (株)マッキンエリクソン博報堂 (現(株)マッキンエリクソン) 入社 昭和51年9月 ハーバード大学経営大学院講師 昭和52年12月 ハーバード大学経営大学院助教授 昭和58年4月 一橋大学商学部助教授 昭和62年4月 一橋大学商学部教授 平成10年4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科長 平成20年4月 インテグラル(株) 社外取締役 (現任) 平成22年4月 一橋大学名誉教授 (現任) 平成22年7月 ハーバード大学経営大学院教授 (現任) 平成27年6月 当社 社外取締役 (現任) 平成28年6月 (株)大和証券グループ本社 社外取締役 (現任) 平成28年6月 三井物産(株) 社外取締役 (現任)	—

- (注) 1. 竹内弘高氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。同氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が、ハーバード大学経営大学院教授、一橋大学大学院国際企業戦略研究科長等を歴任し、企業戦略における深い知見を有し、業務執行を行う経営陣から独立した立場であることから、社外取締役として期待される役割を十分に発揮して、職務を遂行していただけるものと判断したためであります。
2. 竹内弘高氏は、東京証券取引所の定めに基づき当社が指定した独立役員であります。同氏の再任が承認された場合は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
3. 社外取締役候補者との責任限定契約の内容の概要

竹内弘高氏と当社の間で会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合には、本契約を継続する予定であります。

4. 竹内弘高氏が社外取締役になつてからの年数は、本総会の終結の時をもって2年であります。
5. その他、各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以 上



〈× ㄟ 欄〉

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

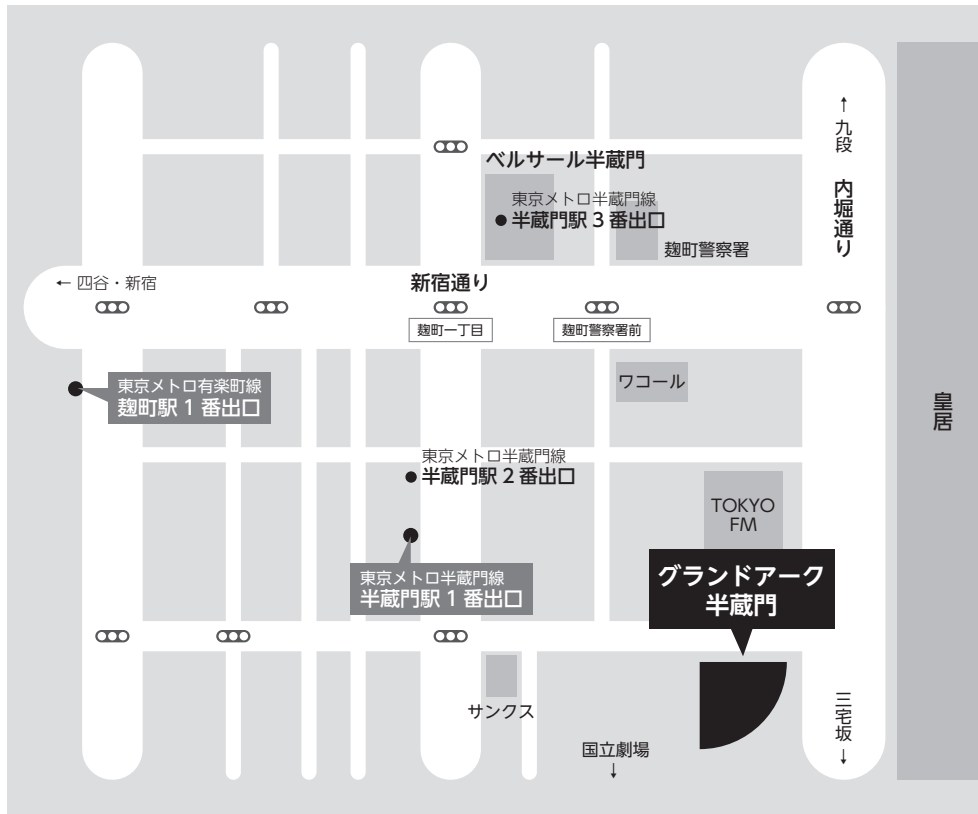
---



## 株主総会会場ご案内図

場所：東京都千代田区隼町1番1号  
ホテルグランドアーク半蔵門 3階 華の間

電話：03 (3288) 0111



交通  
ご案内

- ① 東京メトロ半蔵門線『半蔵門駅』(1番出口) → 徒歩2分
- ② 東京メトロ有楽町線『麹町駅』(1番出口) → 徒歩8分